

至誠館大学外部評価委員会規程

(設置)

第1条 至誠館大学（以下、「本学」という。）の教育研究活動等の質的向上と発展を目的として、学外における有識者の評価と提言を受けるため、自己点検・評価規程第3条の2に基づき、至誠館大学外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果に基づいて、本学の教育研究活動等の全般的な現状を把握し、本学の発展に資する事項を評価し、その評価結果に基づく本学の教育研究活動等の向上に資する提言について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

2 前項に規定する評価事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 教育・研究活動に係る施設及び設備に関する事項
- (4) 社会貢献活動
- (5) その他、学長から諮問された事項

(構成)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって構成する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ本学の振興及び発展に関心と理解のある学外の学識経験者等から候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置く。

6 委員長は、委員の互選により選任する。

7 委員長は、委員会を代表し、その業務を総括する。

8 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

9 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(招集)

第4条 規程第2条第2項の定めるところにより学長が外部評価の必要を認めたときは、委員長は、外部評価委員会を招集する。

(外部評価の実施)

第5条 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。

2 委員会は、前項に定める委員会の意見を学長に報告するものとする。

3 学長は、教授会及び大学運営会議の議を経て理事会に報告し、外部評価報告書を公表する。

4 学長は、外部評価結果を次年次の事業計画に反映させるなど、業務改善に努める。

(事務)

第6条 委員会の事務は、大学学長室が行い、第2条第2項の定める審議内容等に応じて事務局長が指定する課（室）と連携して処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

制定 令和 3年12月 1日（制定）